

紛争解決のための仕組みについて

Ⅲ 差別に関する相談および解決のための体制

(条文の番号はこの章内でのもの)

第1条 滋賀県障害者差別解消支援協議会の設置

- 1 障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、滋賀県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、差別解消法第18条に規定する事項のほか、次に掲げる事務等を行うものとする。
 - (1) 不均等待遇を行い、または合理的配慮義務に反した可能性のある事案についてのあっせん手続
 - (2) 専門相談員が行う職務に関する助言
- 3 協議会の委員は、障害の社会モデルについて理解があり、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 障害者
 - (2) 障害を理由とする差別の解消について必要な学識を有する者
 - (3) 障害者をめぐる法律問題に関して優れた識見を有する者学識経験を有する者
 - (4) 社会福祉関係者
 - (5) 障害者関係団体の代表者
 - (7) 事業者
 - (8) その他知事が適当と認める者
- ★ 家族の位置付けをどうするか。（個人または団体の代表者？）
- ★ 障害者の委員の割合を入れるか（例えば●分の1以上）
- 4 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、障害者、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

第2条 特定相談

- 1 何人も県に対し、不均等待遇および合理的配慮に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。
- ★ 地域的なしほりをはかる必要があるか（県外事案）。
- 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 特定相談に応じ、相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。

- (2) 特定相談に係る事案の関係者間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関に対する特定相談に関する事実の通告
 - (4) 虐待に該当すると思われる事実の通報
 - (5) 第7条に規定するあっせんの申立の支援
- 3 特定相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、県または相談機関が助言等を実施することにつき協力しなければならない。

第3条 専門相談員

- 1 知事は、次に掲げる業務を適切かつ確実にを行うことができる者を、福祉圏域ごとに専門相談員として委嘱する。
 - (1) 前条第2項各号に掲げる業務
 - (2) 特定相談のあった事案の調査研究およびその結果の協議会に対する報告
 - (3) 第8条の規定による調査
- 2 専門相談員は、障害の社会モデルを理解するとともに、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、公平かつ中立にその職務を行わなければならない。
- 3 知事が専門相談員を委嘱しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴取しなければならない。
- 4 専門相談員が協議会に対し助言を求めた場合、協議会の長はその求めに対応できる委員を助言者として指名しなければならない。

第4条 地域アドボケーター

- 1 知事は、障害者が特定相談または第7条に基づくあっせん申立てを行うに当たり、その権利を適切に行使できるようにするために、福祉圏域ごとに地域アドボケーターを置く。ただし、この業務を委託することを妨げない。
- 2 地域アドボケーターは、障害の社会モデルを理解するとともに、障害当事者の立場を十分に理解してその職務を行わなければならない。
- 3 知事が地域アドボケーター業務を委託しようとするときは、その委託先について、あらかじめ協議会の意見を聴取しなければならない。

第5条 社会モデル研修

- 1 知事は、地域アドボケーターおよび専門相談員に対し、障害の社会モデルの理解が深まるよう、計画的に研修を実施するものとする。
- 2 前項の研修の内容は協議会の意見を聴取して決めるものとする。

第6条 守秘義務

地域アドボケーターおよび専門相談員は、業務上知り得た情報を第三者に提供してはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても同様とする、

第7条 あっせんの申立て

- 1 特定相談の相談者は、専門相談員が対応してもなお対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、協議会が当該対象事案を解決するためにあっせんを行うべき旨の申立をすることができる。ただし、障害者を支援する者が申し立てた場合で、その申立が障害者の意思に反することが明らかであると認められるときは、この限りではない。
- ★ 例えば、事業所側のスタンスで事業所と関係のない第三者の申立てをどう除外するか。
- 2 前項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立てをすることができる行政庁の処分についてはすることができない。

第8条 事実の調査

- 1 前条第1項の申立てがあったときは、当該申立に係る事実の調査を行う。
- 2 地域アドボケーターおよび専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、専門相談員に第1項の規定による調査の全部または一部を行わせることができる。
- 4 前条第1項の申立てがなされた対象事案に関係する者（申立人を含む、以下「対象事案関係者」という）は、正当な理由がある場合を除き、第1項および第3項の規定による調査に協力しなければならない。
- 5 第1項の規定による調査を担当する職員または第3項の規定による調査を担当する専門相談員は、調査を実施するに際し、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第9条 あっせん手続

- 1 知事は、第7条第1項の申立てがあったときは、協議会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、あっせんの手続を開始するよう求める。
- 2 協議会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行う。
 - (1) 対象事案の性質上、あっせんをすることが明らか不適正と認めるとき。
 - (2) その他あっせんの必要性がないことが明らかなきとき。
- 3 協議会は、前項の規定によりあっせんを行わないときは、知事に対してあっせん不開始の報告を行う。

- 4 あっせんを開始する場合、協議会は、委員3名以上および専門委員で構成される個別事案対応委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会によりあっせん手続を行う。ただし、委員会の構成員のうち1名は障害者でなければならない。
- 5 あっせんは、対象事案関係者の相互理解が進むよう配慮して行わなければならない。
- 6 委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、あっせんへの出席、事実または意見聴取、資料提出を求めることができ、また、専門相談員をして補充調査を行わせることができる。
- 7 当該事案の性質上、委員または専門委員では対応できない高度の専門性を要する判断が求められる場合、委員会はその専門性を有する者に対して意見を求めることができる。

第10条 勧告

- 1 委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。
 - (1) 正当な理由なく、第8条第1項または第3項の規定による調査を拒んだ対象事案関係者
 - (2) 第8条第1項または第3項の規定による調査に対して、虚偽の説明をし、または虚偽内容の資料の提出を行った対象事案関係者
 - (3) 委員会による聴取
 - (4) 不均等待遇を行い、または合理的配慮義務に反したと認められる対象事案関係者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける対象事案関係者
- 2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合、知事は前項の求めを尊重しなければならない。

第11条 公表

不均等待遇を行い、または合理的配慮義務に反したと認められる事業者が、知事の勧告に従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、その旨を公表することができる。

第12条 意見の聴取

知事は、第10条の勧告または前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所、および対象事案の内容を示して、対象事案関係者またはその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者またはその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告または公表することができる。

第13条 あっせん手続の終了

- 1 あっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合に終了する。
 - (1) あっせん案が受諾されたとき。
 - (2) あっせんの成立の見込みがなくなったとき。
 - (3) 申立が取り下げられたとき。
 - (4) あっせんを行う必要がなくなったとき。
- 2 委員会は、あっせんの手続が終了したときは、協議会及び知事に対して、その結果を報告する。